三(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
岐阜県可児郡御嵩町井尻字丸山一六番一から同町上恵土字浦畑一〇二四番一〇まで	前	BA 九・五〇～二六・〇〇メートル	七・二一〇キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 九・五〇～二六・〇〇メートル	七・二一〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

四(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三一四番一から各務原市鵜沼東町一丁目九一番一まで	前	BA 八・三〇～三六・八〇メートル	一二・三六三キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・三〇～三六・八〇メートル B・C 一四・〇〇～一〇七・四〇メートル	四・七一〇キロメートル 一二・三六三キロメートル 六・九六五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局、同局多治見砂防国道事務所及び同局岐阜国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年九月十七日

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　富田　英治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	塩尻市大字大門字桔梗ヶ原一〇七九番一四三から同市大字大門字桔梗ヶ原一〇五九番二まで	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所
二十一号	可児市柿田字月田四七八番一から同市柿田字杉坪四〇七番一まで	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○近畿地方整備局告示第百九十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年九月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　6
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人神戸市防災安全公社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	播摩　正志

(2)　変更年月日　平成二十二年八月十二日

○近畿地方整備局告示第二百号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年九月十七日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号　近畿地方整備局長　2
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　財団法人滋賀県建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	—
変更後	河原田豊博、西川　愼司、中村　浩子

(2)　変更年月日　平成二十二年九月一日

○中国地方整備局告示第百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

中国地方整備局長　福田　功

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
下関市みもすそ川町九六四番六〇地先官有無番地から同市みもすそ川町二五九四番地先官有無番地まで	前	一七・八〇～二五・四〇メートル	二・二三三キロメートル
	後	二三・六〇～四四・八〇メートル	二・二三三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局山口河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年九月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十七日

九州地方整備局長　岡本　博

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　五十七号及び二百五十一号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
諫早市森山町杉谷字上ノ開一〇一九番一から同市森山町杉谷字郡勢開一九六番一まで	前	二六・〇〇～五八・〇〇メートル	二・〇六二キロメートル
	後	二六・〇〇～三五・八〇メートル	二・〇六二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所